

# 長柄町企業立地促進奨励金制度について

長柄町では、「長柄町企業立地促進条例」（平成 28 年 6 月 10 日施行）により町の産業経済の振興と就業機会の拡大を図るため、事業所の新設及び増設を行った事業者に奨励金を交付します。

## 事業者要件

☆奨励金の交付を受けるには、事業者として指定を受けることが必要です。操業開始日から 30 日以内に「奨励措置指定申請書」の提出をしてください。

対象業種	①製造業 ②運輸業、郵便業 ③卸売業、小売業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業 以上 日本標準産業分類（H25 総務省告示第 405 号）5 業種
対象施設等	①土地（ただし、操業開始日前 3 年以内に取得した土地に限ります。） ②建物
投下固定資産総額	3,000 万円以上

## 奨励措置の内容

### ☆奨励金の額等

奨励金の額	固定資産税相当額の 90 / 100
奨励金交付の時期	納税の翌年度に奨励金として交付します。
奨励金交付の期間	3 年間

## 用語解説

- ・事業者・・・営利事業を営む法人又は個人をいう。
- ・事業所・・・事業者が、その事業の用に供するために設置する事務所、工場等の施設をいう。
- ・新設・・・町内に新たに事業所を設置することをいう。
- ・増設・・・町内に事業所を有する事業者が、事業規模を拡張することをいう。
- ・投下固定資産総額・・・事業者が事業所の新設等に伴い、新たに取得する施設等の取得合計額をいう。

## 手続き等に関するお問合せ先

長柄町 企画財政課企画政策係 〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷 712

TEL : 0475-35-2110（直通） FAX : 0475-35-4732

E-mail:kikaku@town.nagara.chiba.jp